

# 京・大徳寺末妙覚寺について

## ——大徳禪寺史の研究(二)——

竹 貫 元 勝

妙覚寺は京都「北小路大宮」に所在した尼寺であるが、寛正二年（一四六〇）には「妙覚寺跡屋地」とあり、応仁の乱をまたずに荒廃し廢寺となつたと目される。<sup>①</sup> 暦応元年（一三三八）には光嚴院から「御祈願所」とする院宣が下賜された名利であつた。<sup>②</sup> しかし、その早期の退転と史料のないことも関係し、『龍宝山誌』や『宝山記談』など大徳寺諸寺誌に注目された形跡はほとんどない。『山城名勝志』や『山城名跡巡行志』などの誌す「妙覚寺」は大徳寺東南の近地に現存する「具足山妙覚寺」（上京区新町通鞍馬口下ル「上清藏口町」で、京都における日蓮宗の代表的本山で、不受不施派問題で周知される寺院でもある。同寺は永和四年（一三七八）に小野妙覚尼を開基檀那として、妙顯寺から分派した日実が四条大宮小野妙覚に堂舎を構えたのが起りで、<sup>③</sup> 文明五年（一四七三）に足利義尚が室町二条（現妙覚寺町）に移し、天正十八年（一五九〇）に秀吉の京都市中整理で現在地に移建されたとされる

が、『京町鑑』は継孝院町の西、すなわち、上禪昌院町北側に日蓮宗妙覚寺の所在を誌し、慶長年中にそれより北の「清藏口小川（現在地）に移建した旨を指摘している。『雍州府志』大徳寺の条の注記で「妙覚寺、在京北旧尼寺而属大徳寺、此寺大燈国師所置之壁書于今残、近世為日蓮宗之寺」と誌している。大燈国師、すなわち宗峰妙超（一二八一—一三三七）の「壁書」をはじめ現日蓮宗妙覚寺の所蔵物に禪宗関係のものは発見されていないと目されるが、<sup>④</sup> 「在所北小路大宮自大宮東北小路面角」とする大徳寺末妙覚寺敷地は、『京町鑑』の誌す「上禪昌院町又一名〇妙覚寺前」の地域と隣接するものではなかつたかと推測される。両妙覚寺はその成立当初から寺史を各々異とし同名異寺であつたが、寛正二年以後「妙覚寺跡」と文書に見られる大徳寺末妙覚寺の跡地も秀吉によつて整理され、日蓮宗妙覚寺に吸収されたとも考えられる。しかし、その過程などについては明確でない。

ところで、妙覚寺が大徳寺に寄進されたのは嘉暦元年（一三三六）の大徳寺開創後四年を経過した元徳二年（一三三〇）十月十七日のことである。それは「妙覚寺本堂并敷地等」で、北小路大宮の地東西十五丈六尺五寸（約四七、三メートル）、南北十八丈四尺（約五五、七メートル）の敷地と、堂一字（五間四面）、鎮守（三社）、鐘樓一字（但無金）、門一字（有額）の建造物である。この堂舎敷地を所有していたのは権律師兼円と大宮局の兄弟で「先師法印以下亡者等菩提」のために大徳寺長老宗峰に寄進したもので、同日後醍醐天皇の綸旨も下賜されている。しかし十日後の十月二十七日付で口入人本致を加え「堂分伍捨貫、地分廿貫」の計「直錢柒捨貫」で宗峰に売却したことになる。この妙覚寺の成立は永仁四年（一二九六）に「妙覚寺法印兼澄」とあるのが寺名確認の初見で、この年次を下ろすことはない。その敷地については久安二年（一一四六）に遡る「御導師」の所有にはじまる。爾来、越前局（法名西入）、中納言律師、中原氏女、平氏女任信、正覚と相伝され兼澄に至っている。この兼澄の嫡子は兼宗で、兼円も子息である。大宮局即ち藤原氏女はその息女である。兼澄の一族は当地域にかなりの土地を所有し、建武二年（一三三五）に妙覚寺東側の地を大徳寺に寄進し、また延元元年（一三三六）には「姫御所」に売却し、同地はのち大徳寺所有に帰している。しかし、この北小路大宮の地一帯を所有して

いたと目される「妙覚寺法印兼澄」の一族については詳細に知ることができないのである。藤原氏女、即ち大宮局と称する女性、道長次男右大臣頼宗の一派基氏の女子で「室町院大宮局円明寺摂政実経公妾」及び摂政兼家の三男道綱の一派である親能の子女に「宜秋門院大宮局」の二者があり、また権律師兼円については、上記道綱の一派に「律師 兼円」と称する敦兼の子息が目されるのであるが、いづれにしても「故妙覚寺法印兼澄相伝間、子息権律師兼円 同息女大宮局」とする血族関係と一致するものではない。また妙覚寺に関係している人として「出雲路殿」と号した洞院公賢の息女とする人が目されるし、四条姫宮（土御門御息所）は妙覚寺に播磨国五箇庄内林崎を寄進している、さらに「五辻宮」が関係している、元弘二年（一一三三）に妙覚寺の南或は西側の隣地と目される「五辻屋地」が「五辻宮宗覚」によつて大徳寺に寄進され、結果的には「妙覚寺領五辻大宮屋地子」、「五辻大宮妙覚寺」、「五辻大宮屋敷妙覚寺跡」と妙覚寺領として取扱われている。この「五辻宮」と称するのは、後白河天皇がその皇女の居所の設置を目的に京都五辻（現上京区千本今出川東附近、旧跡、現般舟三昧院）に営まれた宮殿がはじまりであり、爾来当地に居した皇親を五辻宮、五辻殿と称するのであるが、また五辻氏として藤原北家花山院流五辻氏と宇多源氏五辻氏の二氏もある、大徳寺と五辻宮の関係は早く、嘉暦三年

(一三二八)に紀伊国高家東庄、及び元弘三年(一三三三)に同国高家庄四ヶ村を宗峰妙超に寄進しているのが五辻宮守良親王で、宗峰の早期のかつ重要な外護者として確認される。龜山天皇の皇子である守良親王は外祖父権中納言実任から五辻の屋地を伝領して「五辻宮」と称している。のち出家して「覺静」と称したがその伝は不詳であり、尊卑分脈は正慶元年(一三三三)に没したとしている。しかし、五辻宮宗覚との關係の有無は不明であり、「宗覚」その人についても明らかとならない。このように各人の詳細は現段階では明らかにならないのであるが、大徳寺開創前後の宗峰妙超の周辺には「五辻大宮」、「北小路大宮」の地の皇族或は摂家、それに近い貴族たちが取巻いていたのではないかと目され、妙覚寺は彼らと宗峰との關係を保つ上で重要な意義を有していたと考えられる。それ故に寄進を受けた宗峰妙超は妙覚寺の取扱いに極めて丁重な態度で望んでいて、施入を受けた翌元徳三年(一三三三)八月四日に自から置文を製している。

北小路大宮妙覚寺 為大徳寺末寺矣 仍為比丘尼寺 奉祈天長地久御願者也 而依有法器拔群之意氣 撰定我弟子宗印大姉 所宛住持職也 令存命給之間 可被止住管領全規矩徒衆也 放券文書等悉有本寺 為其要之時者取之出 其用尽之後可被返本寺 此寺門弟之外者不可為住持也 播州小宅三職土貢内式拾果毎年自本寺請之可宛寺用 且本寺々領年貢内雖為何庄郷以廿分之一自本寺

京・大徳寺末妙覚寺について(竹 貫)

請取之 可宛寺用也<sup>⑩</sup>

これに依つて、宗峰は住持職の件と同寺寺院經濟の二件について強調し管理、經營の方針を明記している。まず、妙覚寺の財政的裏付については、大徳寺領播州小宅三職の土貢の内から年額二十貫文と、大徳寺領總収入の五パーセントをもつて妙覚寺常住に充てるとするものである。播州三宅三職は大徳寺諸領の中でも最も確実な支配をなし得た寺領で、その土貢中の二十貫文を充てたのは、妙覚寺財政の保障を確約するものであろう。その額は米にしてはば二十石で、当時の大徳寺住僧の一人一日の生活費は平均米一升の支給であり、五、六人分の住僧の生活費が確保されたことになる。<sup>⑪</sup>これに加えて全土貢収入の五パーセントが補充されていて、その額が不明であるが元弘三年(一三三三)頃の大徳寺總収入額は七千六百石というから、それから推測してかなりの額であつたことは容易に推測し得る。この妙覚寺への財政的保障の一件が宗峰の寂後も正しく行われた形跡は認められない。わずかに応安四年(一三七七)十月二十二日付の『大徳寺寺用下行定文』に、「妙覚寺下物 五石」と、大徳寺全支出額百四十九石の約三、三パーセントに相当する額が下行されている。<sup>⑫</sup>極めて形式的とはいえ宗峰寂後三十年を経てなお、諸末寺の中で妙覚寺のみが特別扱いとなつている点は注目すべきである。

次に宗峰は妙覚寺住持について、まず「比丘尼寺」とした上で、宗峰の一流相承刹となし、初代住持に「尼宗印」をもつて選任している。宗印は「師之徒 宗印禪者、募縁千海南檀越、経始本法堂」と、正中二年（一三三五）に大徳寺の法堂建立に着手し、翌嘉暦元年（一三三六）に完成して、十二月八日大徳寺落慶に至っている。宗峰が「法器拔群」と称讃する宗印の詳細は解らないのである。大徳寺では後醍醐天皇或は花園帝の皇女とも推測しているが立証する史料はない。妙覚寺住持時代の宗印については、『岩藏宮雜掌定誉請文』によつて妙覚寺領「脩明門院御遺領十六ヶ所播磨国五ヶ庄内林崎村」の押領について訴えていることを知り、妙覚寺運営に意気盛んなところを察知する。まさに「法器拔群」の宗印を看取するが、この尼宗印のために宗峰が妙覚寺を尼寺としたとする従来の極めて素朴な妙覚寺尼寺化の理由は必ずしも当を得た十分な考察ではないのかと疑問をもつのである。宗峰の宗印への配慮は「命存命給之間可被止住管領規矩延徒衆也」、即ち一期住持とすることで果されたものと目される。上述の如く、宗峰の周辺には階層的に上層部の女性がかなり存在していたと目され、その象徴的存在が尼宗印であり、大宮局や妙覚寺尼衆であつたと考えられる。すなわち「延徒衆」で構成されたのが妙覚寺であり、宗峰はそれら女性門徒集収の場、居処の設置を意図したと思われる。しか

し、寄進された堂舎から見て衰退のきざしををいている妙覚寺の末寺化は、大徳寺の堂宇の一部に移建利用したり、経済的基盤の拡大につながるなど財物的面の直接的メリットはなく、寧ろその面では負担であり、注目すべき面は妙覚寺を構成する門徒の有する社会的、政治的背景ではなかつたかと考えられる。妙覚寺門徒の有するそれが宗峰の教団形成過程に多大の影響を与え、宗峰の末寺妙覚寺に対する保護的管理支配施策の意義はかかる視点に立つて考察することが必要ではないかと思うのである。稿を改め論究したい。（昭和五十一年八月十日稿）

注1 大徳寺文書第五一三・七六三号、「跡地」は天正期まで残っている。2 同上第七三三号 3 日実は妙覚寺開山に日像を拝し、二世に大覚大僧正 三世に師朗源僧都、自からは四世としている。4 『京都・北電華妙覚寺文書目録』——日蓮宗寺院史料調査報告——（立正大学寺院史料研究会編 一九七三年八月三十日刊）なお「壁書」は注⑩文書を指すとも考えられる。5 大徳寺文書第五三・四六四・四六五・四六六・四六八号、同上第四八三三号。7 同上第四七一—四七五号、第四八二二号、同上第四八九・四九三三号。9 同上第四六九・四七八・五一五・六〇三・六〇四号。10 同上第五六・五七・五九・二五号。11 大徳寺所蔵文書 宗峰妙超筆（重文）。12 拙稿「林下における教団経営について——大徳寺徹翁義亨を中心として——」（『仏教史学』第十五卷第二号所収）。13 大徳寺文書第一二四号。14 『興禅大燈国師年譜正中二年の条。15 大徳寺文書第四九四号